

## FAQ8 退職所得に係る市民税・県民税について

### Q8-1

#### 退職所得に係る市民税・県民税の計算方法は？

A (1)退職所得控除額を計算します。

勤続年数によって、①または②の計算式で計算します。

① 勤続年数が20年以下の場合

$$\text{退職所得控除額} = 40\text{万円} \times \text{勤続年数}$$

② 勤続年数が20年を超える場合

$$\text{退職所得控除額} = 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$$

※勤続年数は、1年未満の端数を1年に切り上げて計算します。

※①または②で計算した額が80万円に満たないときは、80万円となります。

※障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、①または②で計算した額に100万円を加算します。

(2)退職所得の金額を計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※1/2は、以下のものには適用されません。

・勤続年数5年以内の法人役員等の退職手当等

・勤続年数5年以内の法人役員等以外の退職手当等で、退職所得控除額を差し引いた金額の300万円を超える部分

※計算した退職所得の金額は、1,000円未満を切り捨てます。

(3)市民税・県民税の税額を計算します。

$$\text{市民税額} = \text{退職所得の金額} \times 6\%$$

$$\text{県民税額} = \text{退職所得の金額} \times 4\%$$

※計算した市民税・県民税の税額は、それぞれ100円未満を切り捨てます。

## Q8-2

### 納入の手続きはどのようにするのですか？

A 退職手当等から退職所得に係る市民税・県民税を差引きした日の翌月10日までに、納入申告書を市に提出し、税額を納入してください。

#### ■法人が納入書で納める場合

①納入申告書を作成します。

- ・納入書裏面の「退職所得分個人市・県民税納入申告書」を使用してください。
- ・明細は「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」に記入して、市に提出してください。「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出していただいても結構です。

②納入書の納入金額を訂正し、税額を差引きした日の翌月10日までに税額を納入します。

#### ■納入書を使用しないで納める場合

#### ■個人事業主が納める場合

①納入書を作成します。

- ・納入書裏面の納入申告書は使用しないで、「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」を使用してください。
- ・明細も記入してください。「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出していただいても結構です。

②税額を差引きした日の翌月10日までに「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」を市に提出し、税額を納入します。

※「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」の様式は、鶴岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [各種様式「特別徴収様式」](#)

## 特別徴収の届出・申請に

## eLTAX(地方税ポータルシステム)をご活用ください

特別徴収関係のさまざまな手続きをインターネットですることができます。

郵送や窓口に来ていただく手間がなく、便利です。

利用方法など詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。